

企業の社会的責任（CSR）と消費者の課題

- 消費者政策の新たな展開と消費者への対応 -

日本CSR普及協会は、弁護士が中心となり、他士業とも協力して企業の社会的責任（CSR）の確立とその普及、啓発などを目的として、2008年10月20日に設立されました。当協会は、日本弁護士連合会が公表した「企業の社会的責任（CSR）ガイドライン2007年版」を踏まえ、公益的活動を積極的に行ってまいります。

当協会は、本年3月から隔月、CSRと雇用・労働の課題、CSRと環境配慮の課題、CSRと内部統制の課題を順次取り上げて研修セミナーを開催してまいりました。

9月1日、内閣府に消費者庁が設置されました。（日弁連が1989年松江市における人権擁護大会にて、消費者被害の救済と予防のため、設置を提言して20年後にあたります。）

行政や社会のありかたを、事業者の保護育成を重視したものから、消費者市民の視点を中心にしたものに変えるという歴史的な転換です。消費者庁の実現により、消費者行政がどのように展開されるのか、どのように変えてゆく必要があるか、企業にとって最も重要なステークホルダー（利害関係者）である消費者と企業は、どのような関係を結べばよいのか、その関係の中における弁護士の役割などについて、CSRの観点から考え、具体的に自主的な取組みのあり方を探ります。

資料準備の都合がありますので、11月13日（金）までにファクシミリにより参加のご回答をお願いいたします。

2009年9月

日本CSR普及協会会長 平山 正剛  
（日本弁護士連合会 前会長）

- |       |  |
|-------|--|
| 1 日時  | 2009年11月18日（水） 午後2時から午後5時  |
| 2 場所  | TKP東京駅八重洲ビジネスセンター ホール2A<br>東京都中央区京橋2-9-2 第1ぬ利彦ビル2階<br>JR東京駅八重洲口より6分 都営地下鉄浅草線「宝町」駅A6より1分<br>電話：03-3562-7891                     |
| 3 内容  | 1) 講演「消費者庁とは」<br>池本誠司（弁護士・消費者庁政策参与）<br>2) 講演「消費者と企業の社会的責任」<br>中村忠史（弁護士）<br>3) 討論<br>池本誠司弁護士、中村忠史弁護士、企業関係者<br>コーディネーター 齊藤 誠 弁護士 |
| 4 主催  | 日本CSR普及協会 後援 日本弁護士連合会（予定）  |
| 5 定員  | 300名（先着順）—出席された方に受講証を発行します。—   |
| 6 参加費 | 3000円—法科大学院生無料 当日、申し受けます。  |

----- 日本CSR普及協会 事務局 宛（FAX：03-3592-0330）切り取り不要 -----

出席を申し込みます。

1 ①企業関係者 ②弁護士（登録番号 所属会 ） ③その他（ ）

2 住所 〒 — (電話)  
(e-mail) \_\_\_\_\_

フリガナ  
3 氏名 \_\_\_\_\_ ご所属 \_\_\_\_\_ (企業名・部署名)

◎問い合わせ先 日本CSR普及協会（電話03-3504-2551） <http://www.jcsr.jp>

ご提供いただいた個人情報は本セミナーに関する連絡以外には使用しません。